

令和6年8月9日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

建設用3Dプリンターを利用した建築物に関する規制の在り方について（案）に
関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年3月29日（金）から4月29日（月）までの期間において、建設用3Dプリンターを利用した建築物に関する規制の在り方について（案）に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建設用3Dプリンターを利用した建築物に関する規制の在り方について（案）に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※3の個人・団体から合計21件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1. 小規模建築物を対象としたモルタル型枠に関する仕様基準の新設について		
1	モルタル型枠の材料や製造方法、型枠と内部コンクリートの一体性などについて要件を定めるべき。	仕様基準の新設にあたり、今後の参考とさせていただきます。
2	鉄筋のかぶり厚さにモルタル型枠部分を算入するのであれば、型枠材料の耐久性や内部コンクリートの充填性について要件を定めるべき。	仕様基準の新設にあたり、今後の参考とさせていただきます。
3	仕様基準の対象は、面積だけでなく高さにも制限を設けるべき。	仕様基準の新設にあたり、今後の参考とさせていただきます。
4	屋根をモルタル型枠のRC造とする以外に、他の構造（木造等）も採用できるようにすべき。	仕様基準の新設にあたり、今後の参考とさせていただきます。
2. 3Dプリンターや材料毎の大臣による特殊な材料の強度指定について		
5	材料に関する技術的情報があるので、基準化が予定されている令和7年度を待たずに相談したい。	具体的な事案がある場合には、個別に相談ください。
6	建築物の確認申請においては設計図ではなく、3Dデータや解析モデルでの審査が合理的ではないか。	今後の参考とさせていただきます。
3. 新材料等の部分利用のための法第20条の規定に基づく大臣認定（構造耐力）（以下、「法第20条認定」という）の運用改善について		
7	法第20条認定は個別に評価されるため、直ちに申請をしたい。	具体的な事案がある場合には、指定性能評価機関へ相談ください。
4. モニタリング等の措置を条件とする法第20条認定について		

8	モニタリング等の条件設定方法を明確にしてほしい。	材料性能の把握状況に応じて、モニタリング等の措置を条件に付すこととしています。モニタリング等の措置の考え方については、令和6年度に検討・整理の上、周知する予定です。
9	モニタリング等の措置としてフェイルセーフなどの対応も選択できるようにしていただきたい。	報告書において、モニタリング等の例として予期せぬ変状などが生じた場合に備えて余裕を付加するといった冗長性の確保を考えているところであり、これを踏まえて検討を進めてまいります。
10	3Dプリンターを用いた建築物の法第20条認定について、共通する試験や確認項目があれば、将来的にガイドライン化や強度指定の検討をすべき。	法第20条認定での実績の蓄積を踏まえて検討してまいります。
5. その他		
11	条件を満たした3Dプリンター構造は、確認申請の手続きを省略できないか。	今後の参考とさせていただきます。 なお、事業者において、型式適合認定等を取得することで、申請や審査手続きを効率化することは可能です。
12	仮設建築物に対する運用方法についても議論してほしい。	検討予定としている仕様基準は、仮設建築物における特定行政庁の許可にあたって参考になると考えています。
13	モルタル系材料以外の材料に関しても議論されるべき。	建設分野での活用事例の多いモルタル系材料を用いた建設用3Dプリンターを対象として検討をしたところです。 その他新技術・新材料等の活用にあたっては、今回の検討結果も踏まえて対応を検討してまいります。